

令和 8 年 3 月 25 日
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

スペースデブリの削減に係る国連宇宙空間平和利用委員会本委員会への対応について

2026年6月10日より、ウィーンにおいて開催される予定の国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）本委員会において、特にスペースデブリの削減に係る問題について、我が国の取組を報告したい。

1 背景

「国連宇宙空間平和利用委員会本委員会への対応について」（第3回宇宙交通管理に関する関係府省等タスクフォース大臣会合資料4）を踏まえ、2025年6月25日、内閣府特命担当大臣（宇宙政策）（当時）は、オーストリアのウィーンで開催された COPUOS 本委員会に参加し、「『軌道利用のルール作り中長期的な取組方針』（2024年3月改訂）を踏まえ、特にスペースデブリ問題について、我が国の包括的な取組を紹介するとともに、新たな取組の方向性を報告」した。この「新たな取組の方向性」として、「ADRを始めとした、国際的な軌道上サービスを将来実施する際に必要となる、国家及び企業を含むステークホルダー間の標準的な調整事項の明確化を目指し、海外の有識者のインプットも得つつ、我が国の官民が協力した検討を行う。2025年夏以降検討に着手する。検討状況は随時 COPUOS の小委員会等において紹介し、進捗を共有するとともに、2027年に UNISPACE IVが開催される場合にはその場にて成果を報告したい。」との方針を報告した。

2 前回 COPUOS 本委員会以降の我が国の取組

上記報告以降、内閣府は、我が国の法律、技術、政策の専門家から構成される「国際的な軌道上サービスの調整事項に関する検討会（Study Group on Coordination Items for International On-orbit Servicing）」（以下「CIOS」という。）を開催し、「ADRを始めとした、国際的な軌道上サービスを将来実施する際に必要となる、国家及び企業を含むステークホルダー間の標準的な調整事項」（以下「本調整事項」という。）の明確化を目指した検討を進めている。CIOSはこれまでに3回開催しており、CIOSの第2回検討会においては、米国の有識者のインプットを得つつ検討を行った。これに加えて、宇宙開発戦略推進事務局としても海外の有識者と意見交換を行い、それを CIOS での議論にインプットしている。

また、2026年の COPUOS の科技小委及び内閣府宇宙開発戦略推進事務局主催の「第11回宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」において、CIOSにおける本調整事項の検討状況を紹介し、進捗を共有した。

3 今後の方針

✓ 自国の取組

- (1)2027年に UNISPACE IV開催が開催される場合にはデブリの抑制と低減が議題の一つとなることを期待し、デブリに関する議論を主導する。
- (2)我が国は、商業デブリ除去実証(CRD2)に引き続き取り組み、2027年には CRD2 Phase2 を開始し、能動的デブリ除去（ADR）の実証を目指す。

✓ 国際的な取組

- (1)2026年の COPUOS 本委員会等において、別紙記載の本調整事項の案を含む、CIOSにおける本調整事項の検討状況を紹介し、進捗を共有するとともに、商業デブリ除去実証(CRD2)や軌道上サービスガイドラインの策定をはじめとする我が国の軌道上サービスに係る取組を紹介する。また、CIOSにおいて、本調整事項の

明確化に係る検討を引き続き行い、2027年にUNISPACE IVが開催される場合にはその場にて、本調整事項の明確化に係る成果を報告したい。

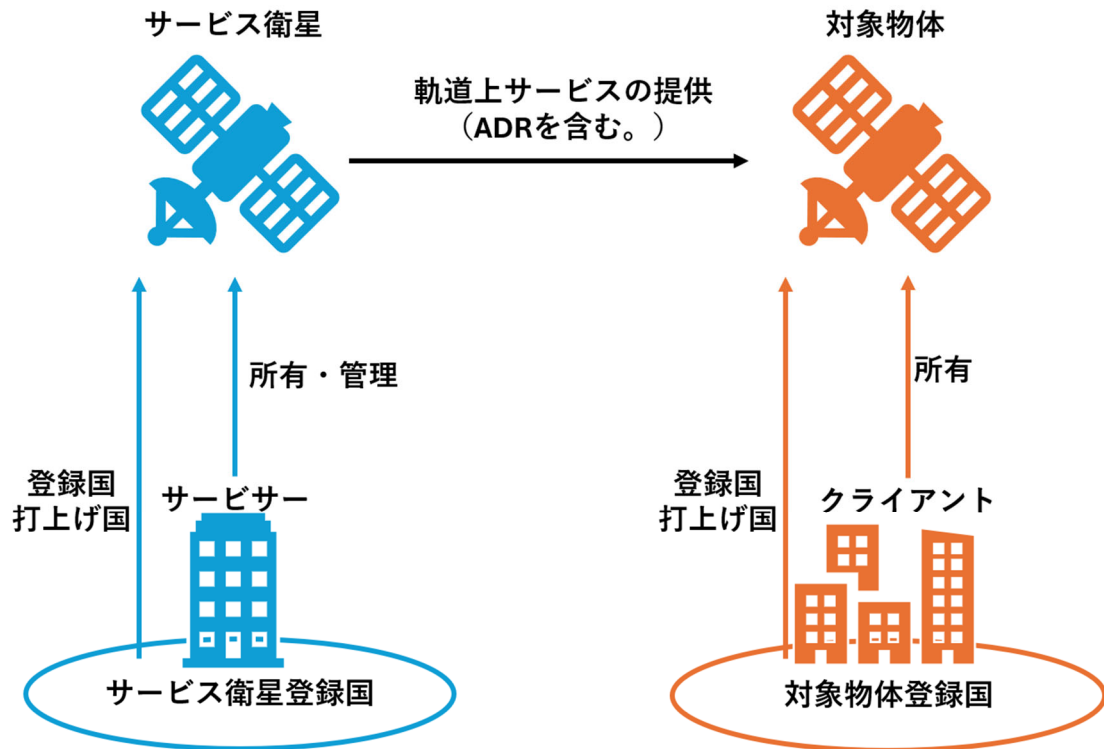
(2)軌道上サービスの重要性が今後さらに高まることを見越し、ADRをはじめとした複数国が関係する軌道上サービスの技術実証、商用実証の事例蓄積につなげていきたい。

我が国における、技術的能力に裏打ちされた、本調整事項の明確化に係る検討状況やスペースデブリの低減に係る包括的な取組を紹介して、持続可能な宇宙環境の維持に資する好事例を国際社会に提供することにより、宇宙交通管理の確立に貢献する。

2026年のCOPUOS本委員会で発表する本調整事項の案の例

1. 前提

下記2. 記載の本調整事項の案の例は、下図のモデルケース（以下「本モデルケース」という。）を前提とする。



本モデルケースは、サービス衛星登録国のサービスプロバイダーが、サービス衛星登録国で打ち上げたサービス衛星を用い、対象物体登録国のクライアントが保有する対象物体に対し、軌道上サービスを行うというものである。なお、各用語の意義は以下のとおりとする。

- ・軌道上サービス：ある人工衛星が軌道上に存在する他の人工衛星等を対象として、補給、点検、交換、修理・補修、機能付加等のために意図的に干渉し、又は管理を終了する人工衛星等若しくはスペースデブリを軌道から移動させて除去する行為
- ・サービス衛星登録国及び対象物体登録国：それぞれ自国事業者の物体（サービス衛星又は対象物体）の打上げ国兼登録国であり、当該物体に対し、管轄権及び管理の権限を有する。また、それぞれの自国事業者（サービスプロバイダー又はクライアント）が設立された国である。それぞれ、宇宙条約、宇宙損害責任条約及び宇宙物体登録条約の締約国である。
- ・サービスプロバイダー：サービス衛星の所有者・管理者であり、クライアントとの本サービスの提供に係る契約に基づき、サービス衛星を用いて対象物体について軌道上サービスを提供する。
- ・クライアント：自社が所有する対象物体について、サービスプロバイダーとの本サービスの提供に係る契約に基づき、サービスプロバイダーから軌道上サービスを受ける。

2. 2026年のCOPUOS本委員会で発表する本調整事項の案の例

フェーズ	フェーズの内容	本調整事項の案の例
①打上げ以前	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス衛星の打上げ以前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本サービスに係る許可【サービス衛星登録国・サービスサー】 ・ 対象物体登録国の同意の要否等の共有【サービス衛星登録国・対象物体登録国】 ・ 委託に係る権原の確認等【サービスサー・クライアント】 ・ 対象物体登録国の規制の尊重【サービスサー・クライアント】 ・ ミッションの主要事項の情報開示【サービス衛星登録国・公衆】
②ランデブ、近接運用、最終接近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相対位置、相対速度等を意図した範囲に制御しながら、対象物体に接近する。 ・ 対象物体に接触しない程度の極めて距離の近い範囲内で運用を行う。対象物体の観察や撮影は本フェーズで行われることが想定される。 ・ 対象物体に最終接近する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本サービスに係る継続的監督【サービス衛星登録国・サービスサー】 ・ 異常・事故時の情報提供等【サービス衛星登録国等・サービスサー】
③捕獲、サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象物体を捕獲する。 ・ 対象物体（人工衛星等）に対して各種のサービス（例えば、軌道保持による寿命延長、推葉補給、ORU交換、修理等）を行う。デブリを捕獲してそのままサービス衛星と一体で廃棄する場合には本フェーズで終了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本サービスに係る継続的監督【サービス衛星登録国・サービスサー】 ・ 異常・事故時の情報提供等【サービス衛星登録国等・サービスサー】
④サービス終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象物体から分離、離脱し、単独運用に移行した以後（複数の対象物体にサービスを行う場合は、次のランデブフェーズに戻る。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本サービスに係る継続的監督【サービス衛星登録国・サービスサー】

※サービスサー・クライアント間の調整事項は、両者間の意思疎通により明確化することを想定しているため、許可及び継続的監督に係る調整事項案の例のみ、本表に含めている。